

運輸安全マネジメント

取り組む

が

中小規模運送事業者

ちよつと…気になる

第1回



山本昌幸

はじめに

自動車運送事業関係法(道路運送法及び貨物自動車運送事業法)の一部が改正され、貨物軽自動車運送事業(いわゆる軽貨物運送業)を除く、全ての運送事業者が「運輸安全マネジメント」に取り組まなくてはならなくなりました。の中でも一定規模以上の事業者(★1)は、2006年10月より、安全統括管理者の選任・届け出と「安全管理規定」の作成・届け出が義務化されました。★1：一定規模以上の事業者

貨物自動車運送事業：300輢以上保有

旅客自動車運送事業：200輢以上保有

一般乗用旅客自動車運送事業：300輢以上保有

また、一定規模以外の運送事業者についても2007年4月より「運輸安全マネジメント」への取り組みとして、2つの義務事項と1つの努力事項が要求されました。

安全統括管理者の選任・届け出、「安全管理規定」の作成・届け出義務対象事業者(いわゆる大手事業者)については、ある程度、組織運営も適切に行われていることが予想され、事業者数もごく少数であるため、ここでの説明は省かせていただきます。今回はトラック運送事業者の約98.5%、バス・タクシー・ハイヤー事業者の約96%を占める、保有車両台数100輢未満の中小規模事業者について、具体的にどのような取り組みをすべきかを3

回に分けて説明していきたいと思います。

今までにない？役所主導の制度

まず、前提として運輸安全マネジメントは、ISO9001(一部ISO14001)をベースに国土交通省が策定した、輸送の安全の確保を目的とした(いわゆる事故の削減・撲滅)制度であり、この事実については疑う余地がありません。

監督官庁や行政機関は、許可業者等を規制する立場であり、様々な法令等を根拠に業者の規制を行ってきました。私自身、企業の代わりに許認可業務を行政機関等に申請する立場もあるので、良く判りますが、とにかく「許可基準に達しているか否か」を判断され、その基準を超えていたら許可を与えられ(例えば、一般貨物運送事業許可)、後は、法令等に違反しなければ好き勝手にやってください…、というスタンスであったような気がします。

しかし、この運輸安全マネジメント、特に、“安全マネジメントの実施(後ほど説明)”は、ただ法令等に則って規制するだけではなく、マネジメントシステムを活用し、輸送の安全を確保するための「しくみ」を導入・活用し、改善を促し、事故削減・撲滅を目指す制度です。

この「安全マネジメント」を含めた「運輸安全マネジメント制度」は、国土交通省において各専門家を中心とした検討会、委員会実施の成果であ

運輸安全マネジメント

り、国土交通省自らが指針を作成し、しくみを普及させていく当制度はとても画期的であると思います。

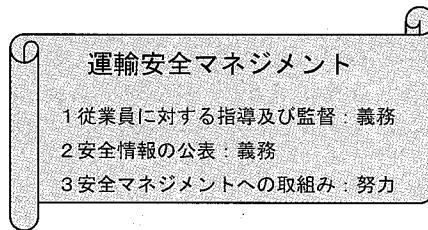
運輸安全マネジメント=ISO9001?

運輸安全マネジメントは、ISO9001をベースに策定された制度であることは前述した通りです。ですから、運輸安全マネジメントに取り組み、その目的である「事故の削減・撲滅」を達成するためにはどうしてもISO9001の知識が必要となります。

この“ISO9001の知識”と言っても、通り一遍のうわべだけの知識ではなく、多面的かつ深い理解が必要と思われます。この事実が、ISO9001取り組み運送事業者以外では、「運輸安全マネジメントへの取り組みは難しい」と各運送事業者が漏らす感想になっているようです。逆に考えると、ISO9001取り組み運送事業者にとって、運輸安全マネジメントは一見、親しみのある制度に映るようです。また、指導する立場としてISO9001の深い知識だけではなく、当然、運送事業関連許認可や指導監督の法的知識も必要になることは言うまでもなく、その結果、ISO9001の深い知識と運送事業関連の法的知識を持ち合わせた指導者が極めて少ないという事実に繋がっているようです。

運輸安全マネジメント制度とは?

では、中小規模運送事業者(車両数が概ね100輌未満)が取り組むべき運輸安全マネジメントについて簡単に説明していきましょう。



1 従業員に対する指導及び監督(義務事項)

A 方針の策定

方針とは、輸送の安全に関する基本的な方針(い

わゆる事故削減・撲滅の方針)のことです。ISO9001の“5.3品質方針”と同一と考えていただいて構いません。当然、方針は全従業員に周知が必要です。

B 目標の策定、措置の実施

次に、その方針を実現するための輸送の安全に関する目標を策定し、その目標を達成するための具体的な措置を実施しなくてはなりません。このことはISO9001の“5.4.1品質目標”と同じですが、ISO14001の“4.3.3目的、目標及び実施計画”と考えた方がしっくりくるかもしれませんね。

この場合、“実施計画”が“措置”となります。

C 従業員に対する教育と研修の実施

運輸安全マネジメントをスムーズに運用するための教育や研修、事故の削減・撲滅のために有益と思われる教育や研修を実施しなくてはなりません。

D 適切な情報伝達のための措置の実施

自社の事故防止に繋がる、他社の事故、災害及びヒヤリハット等の各情報を収集し、活用することが求められています。

2 安全情報の公表(義務事項)

A 每事業年度100日以内に公表が必要な事項

決算終了後100日以内に自社の次の情報を公表しなくてはなりません。

・方針

・目標及び目標の達成状況

・自動車事故報告規則第2条に規定する事故統計

B 輸送の安全に関する行政処分を受けた場合は、その行政処分の内容とその処分への対応等を速やかに公表しなくてはなりません。

3 安全マネジメントへの取り組み(努力事項)

輸送の安全に関して、以下の内容についてマネジメントシステムとして運用することが要求されています。

A 経営の責任者の責務を定める

B 責任ある組織体制を構築する

C 方針の策定及び従業員への周知

D 目標及び目標達成のための計画の策定

- E 計画の実施
 - F 事故削減・撲滅に有益な情報の共有・伝達・活用
 - G 事故、災害等に関する報告連絡体制の構築
 - H 教育・研修の実施
 - I 安全マネジメントの実施状況確認と改善
- 上記のマネジメントシステムとして事故削減・撲滅へ向けた取り組みのことを今後、「安全マネジメント」とします。

上記の“1 従業員に対する指導及び監督”“2 安全情報の公表”については、すべて運送事業者が実施しなくてはならない義務事項ですので、2007年4月以降、すでに実施済みでなくてはなりません。監督行政機関により未実施が確認された場合、行政処分の対象になりますので注意が必要です。ただ、行政処分にならないために、これらの事項に対応するのではなく、積極的に事故削減・撲滅のために実のある取組みを実施していただきたいものです。

また、“3 安全マネジメントへの取り組み”は、“1 従業員に対する指導及び監督”“2 安全情報の公表”を含んだ内容になっていますので、“3 安全マネジメントへの取り組み”に取り組むことにより、すべてに対応したことになります。

ここで一つたとえ話を。

もし、あなたの会社の上司、同僚、部下の一人が、凶器を手に入れ会社の制服のまま、街に飛び出し、ヒトを傷つけてしまったらどうしますか？

通常、労災事故の場合、被災するのは例外を除き自社の従業員ですね。しかし、運送事業の場合、事故発生防止の対応を疎かにしていたばかりに、自社の従業員以外の何も罪のない方まで巻き添えにしてしまう可能性があるのです。トラックにしてもバスにしてもタクシーにしても使い方を誤れば、ピストルのような凶器と化してしまいます。現に、整備不良のトラックの車輪が脱輪して対向車のバスのドライバーが亡くなる事故やドライバーの過労運転が原因と思われる事故によりバスの乗客が亡くなる事故が発生しています。

ある一定規模以上の運送事業者(★1)に対しては、安全統括管理者の選任・届け出と「安全管理規定」(ISO9001の「品質マニュアル」に該当)の作成・届け出が義務化され、行政機関による評価も開始されており、一定の取り組み成果も掲げているようですが、このような一定規模以上の運送業者はもともと、安全への取り組みも積極的に実施している事業者が多く、ISO9001・ISO14001への取組みも行っている事例も中小事業者に比べて多いのですが、逆に中小規模事業者では、安全への取組みも浅く、ISO9001・ISO14001等のマネジメントシステムの理解度も浅いのが事実です。

事実、車両あたりの事故発生率は、むしろ中小規模事業者の方が多いのです。このことからも、努力事項である「安全マネジメント」に中小規模事業者こそが取り組み、事故の削減・撲滅を実現しなくてはなりません。

運送事業は、社会生活のうえでの「血液」であり、非常に重要な事業ですが、一つ間違えば、そのインフラである車両は凶器となりえるのです。車両を凶器に変えないためにも、事故削減・撲滅のためのしくみを構築して運用していくことが必要でしょう。

事故が減るメリットは？

私自身、ISO9001、ISO14001、ISO22000の審査活動を実施していて、経営者の方から本音を伺えることがあります。その中で、ISOへの批判的な意見として、「ISOを導入したけれど組織が良くならない」「ISOを導入したけれど品質があまり改善されない」「ISO維持の経費がかかる」……。これらの意見に対して、一番の問題は「組織が良くならないISOのしくみの構築・運用」「品質改善に活用できないISOのしくみの構築・運用」を行っている組織自身の問題もあると思われます。また、ISO維持経費については仕方ないことですが、ただ、経費に見合う“費用対効果”が出ていないということでしょう。

では、「安全マネジメント」はどうでしょう

運輸安全マネジメント

か？

まず、「安全マネジメント」に審査制度はありませんので、審査登録費用はかかりません。そして、効果についてですが、経営者自らが率先して、全従業員で前向きに「安全マネジメント」に取り組むことで、事故が減らないことは考えにくいですね。

この状態で事故が減らないのであれば、しくみに問題があるのでしょう。逆に、しくみに問題がなく、前向きに取り組みことで事故は必ず削減できると信じています。その結果、Gマーク(安全性評価事業)にも該当することができるでしょう。

「安全マネジメント」：プロセス



Gマーク(安全性評価事業)：パフォーマンス
次に事故が減ることによるメリットですが…。

1 事故処理の経費、時間が削減できる

事故処理のために要する時間と経費ほど無駄なことはありませんね。時間も結局、人件費ですから、事故削減により経費が削減できます。この経費削減により、いわゆる「純利益」が増えるのですから、こんなに良いことはありません。

2 損害保険料、労災保険料のメリット率が上がる

事故が減ることにより、事故率が低下し、損害保険や労災保険のメリット率がアップしその分保険料が安くなります。

前述の“1事故処理の経費、時間が削減できる” “2損害保険料のメリット率が上がる”に伴い、仮に売上高経常利益率が1%の企業の経費が50万円削減され、そのまま経常利益が50万円増えた場合は、5,000万円の売り上げを得たのと同じ計算になりますね。

3 ドライバーの定着につながる

事故の少ない運送事業者は、荷主、利用者にとって安心ですが、ドライバーやその家族にとっても非常に安心ですね。その結果、ドライバーの離職率が減り安定経営に繋がります。

労働集約産業である運送事業は、人が財産であり、人手不足でもありますので、大切に扱う必要

があるでしょう。ドライバーにとっては、「安全マネジメント」を実施することは「めんどくさい」ことかもしれません、結果、事故が減ることにより、ドライバーにもメリットがあり、何より、運送事業者として「人を大切にしている企業」と評価されることでしょう。

4 環境に優しい運送事業者としての評価

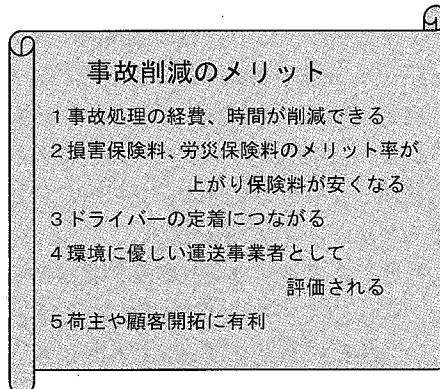
運送業、建設業は、口の悪い人に言わせると「環境破壊業」とも言われており、環境保全への取り組みは運送事業者として無視できない状況です。そのため、運送事業者としてもISO14001、エコアクション21、グリーン経営認証制度に取り組んでいる企業があります。

確かに、運送事業者は排気ガスをまき散らしているような印象でありますが、環境影響が大きく、いわゆる“著しい環境側面”や“環境上の緊急事態”にもなりえるものが事故の発生であり、この事故を減らすことにより環境保全企業として評価されることでしょう。

5 荷主や顧客開拓に有利

運送事業者の“品質”とは、まさに「安全」でしょう。「事故が減る」→「安全な運送事業者」→「品質の良い運送事業者」。これほど、強力なマーケティングツールは他にありません。

「我社は、事故削減・撲滅のためにこのようなしくみを導入し、結果、このように事故が激減しました」と荷主や顧客(見込み客)にPRして、新規荷主・顧客開拓につなげてください。



前述の“環境に優しい運送事業者であること” “輸送の安全実現のため全社を挙げて活動し、事故が削減したこと”は、どんどん、外部に向けてPRしましょう。

中小規模事業者の安全マネジメント

以上のように取り組むことによりメリットが大きい「安全マネジメント」ですが、中小規模運送事業者の経営者の皆様から、「良いことだとは判るのだが、どこから手をつけてよいのか判らない。でも、行政処分は怖いので、とりあえず、行政処分にならないための最低限の取り組みだけ行いたい」との意見をよく頂戴します。

確かに運送事業の経営者からみると、「まず、行政処分逃れが大事」かもしれません、「安全マネジメント」は事故削減のための有効な手段であり、“行政処分逃れ”的めだけに取り組むのはあまり“品の良い話”ではないですね。

《告知板》

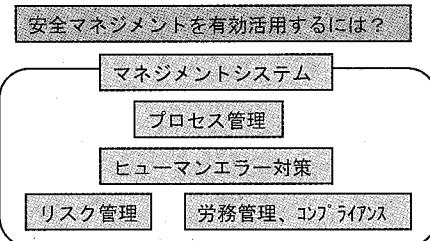
日本検査キューエイと米国SRI Quality System Registrarの共同運営によるISO/TS 16949審査会社設立

日本検査キューエイ株式会社(JICQA)は去る2008年11月20日付で、アメリカ合衆国に本社を置くISO/TS 16949審査登録機関SRI Quality System Registrar(SRI=Steel Related Industries)と共同運営会社「SRI-JICQA Corporation」を設立し、本格的な活動開始に向けて準備を進めてきた。2009年2月より、わが国におけるISO/TS 16949審査登録ビジネスを行う。

◆新規にISO/TS 16949を取得されるお客様のメリット

- 1)日本を担当するTS 16949の監督機関であるIAOBからSRIを通して、日本で最も早く最新情報を入手することが可能になる。
- 2)最新情報に基づき、経験豊富な審査員による基礎と応用の2段階に分けたISO/TS 16949セミナーを提供する。

次回からは、中小規模事業者が取り組むべき「安全マネジメント」について、単なる輸送の安全実現のためのしくみだけではなく、「プロセス管理」「ヒューマンエラー対策」「リスク管理」「労務管理」等も含めて説明させていただきます。



筆者

山本 昌幸 (やまもと まさゆき)
あおいコンサルタント㈱ 取締役
ISO9001主任審査員、ISO14001主任審査員、
社会保険労務士、行政書士、運行管理者。
〒460-0008 名古屋市中区栄3-28-21建設業会館7階
TEL 052-269-3755

3)有効性に重点をおいた真のプロセスアプローチ審査を提供することにより、組織の品質マネジメントシステムの向上が図れる。

◆既にSRIにてISO/TS 16949を取得されたお客様のメリット

- 1)日本人審査員だけによる審査となり、お客様への審査でのコミュニケーションが向上する。
- 2)お客様と日本語での審査契約を結ぶことができる。また、お客様からのご送金が日本国内口座向けるとなる。
- 3)JICQAにおけるISOの各規格とTS 16949の同時審査が可能となる。

◆問合せ先：日本検査キューエイ(株) 審査本部審査第4部

TEL 03-5541-2986(担当：津田、新藤、成田梨奈)
e-mail sjc-info@jicqa.co.jp